

電子帳票配付・データ交換システム利用に関する規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、マツダエース株式会社（以下「当社」といいます。）と貴社間の購買取引に関して、電子帳票配布・データ交換システムを利用するための条件を定めるものです。

第1条（適用範囲）

本規約は、当社が貴社へ注文する物品の売買等に関する契約のうち、本システムを利用して締結する契約(以下「本個別契約」という)に適用されます。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとします。

（1）電子帳票配付・データ交換システム

当社が貴社に提供する取引関係情報をWebサーバに記憶させ、貴社が当該取引関係情報をブラウザ（Webページを閲覧するためのアプリケーションソフト）により閲覧および入力などを行い取引するシステム。

（2）取引関係情報

本個別契約の申込の誘引、ならびに本個別契約の変更、補充、または解除の申込、その他相手方に対する意思表示または通知のうち、本システムを利用して当社貴社間で相互に相手方に提供されるすべての情報。

（3）申込データ

取引関係情報のうち、本個別契約の申込、または本個別契約の変更、補充、または解除の申込として、本システムを介して相手方に提供する情報。

（4）Webサーバ

当社および貴社が、相手方に取引関係情報を提供するために必要となる、帳票配信の取引関係情報を記憶させておく電子ファイル装置。

第3条（利用環境の準備等）

1. 貴社は、本システムの利用を開始するに先立ち、次の各号に定める事項について、貴社の責任および負担により利用開始の準備を行うものとします。

（1）当社が別途指定する条件に適合したコンピュータ本体、周辺機器、ソフトウェア製品等（以下「EDI取引用設備」という）の調達およびそのセットアップ。（インターネットへの接続を含む）

（2）インターネット接続サービスの利用に係る契約の締結。

（3）本システムへのアクセス者の選任。

（4）本システム利用のために必要となる利用申請書の貴社から当社への提出。

- (5) その他、本システムを行うため必要となるもの。
2. 貴社は、前項各号に定める事項が完了し、本システムを利用できる環境が整った後、すみやかにその旨を当社に通知するものとします。

第4条（実施手順）

1. 当社及び貴社は、以下の各号に定める手順にしたがい、本システムを利用するものとします。
- (1) 当社が貴社に取引関係情報を提供しようとするときは、当社は当該取引関係情報をW e bサーバに記憶させるものとします。
- (2) 貴社は、前号によりW e bサーバに記憶された取引関係情報を、W e bブラウザにより閲覧し、読み込み、利用するものとします。
- (3) 貴社が当社に取引関係情報を提供しようとするときは、W e bブラウザによりW e bサーバに入力、記憶させるものとします。
- (4) 当社は、前号によりW e bサーバに記憶された取引関係情報を確認し、利用するものとします。
2. 取引関係情報が、書面によって提供された情報と矛盾または相違した場合は、当該取引関係情報が優先するものとします。ただし、当社及び貴社の間で別段の取り決めをしたときは、この限りではありません。本システムの実施のために必要な事項については、別途協議のうえ決定するものとします。

第5条（意思表示等の原則）

本システムによる当社と貴社間の意思表示は、当社または貴社が提供すべき取引関係情報をW e bサーバに記憶させた時点をもって、相手方に対して到達したものとみなします。

第6条（本個別契約の成立）

1. 本システムにより当社が貴社に対して本個別契約の申込を行う場合、当社は、第4条第1項(1)に定める実施手順に従い、当該申込に係る申込データをW e bサーバに記憶させることにより申込を行うものとします。
2. 貴社はW e bサーバにアクセスし、前項に定める当社の申込データを授受するものとします。貴社は、定期的に本システムより必ず確認するものとします。
3. 当社の申込に対して、以下の場合に本個別契約が成立するものとします。
- (1) 建設業工事の場合、貴社が注文請書をW e bサーバに記憶させたとき。
- (2) 建設業工事以外の場合、当社が申込データをW e bサーバに記憶させた日から起算して、貴社の休日を除いて5日以内に何らの意思表示もされないとき。
4. 当社または貴社は、相手方から提供された申込データの内容に疑義が生じた場合には、

すみやかに相手方に連絡し、当該内容を確認するものとします。

第7条（本個別契約の変更等）

本個別契約の全部または一部を変更、補充、または解除する必要がある場合、当社は新たに変更補充、または解除の申込をW e bサーバに記憶させることにより貴社に求めることができるものとします。

この場合の当該本個別契約の変更または解除の成立については、前条第3項および第4項を準用します。

第8条（費用負担）

当社および貴社の本システムに関する費用負担は、以下の各号の定めによるものとします。

- （1）本システムを利用するにあたり、当社とW e bサーバ間の通信費用等は当社の負担とし、貴社とW e bサーバ間の通信費用は貴社の負担とします。
- （2）貴社の本システムに関する運用費用は貴社の負担とする。

第9条（E D I取引用設備等の保守等）

当社および貴社は、E D I取引用設備および通信回線の保守、整備、および管理を、善良な管理者の注意をもって行い、そのために必要な措置は、両社とも自己の費用と責任で行うものとします。

第10条（障害発生時の措置）

1. 当社または貴社は、E D I取引用設備の故障または通信回線の途絶その他の事由により、本システムの利用に障害が発生した場合、速やかにその旨を相手方へ通知するものとします。
2. 前項の場合、当該障害が復旧するまでの間、当社及び貴社は、必要に応じて書面を交付する等代替措置について双方協議のうえで決定し、対応するものとします。
3. 前二項により当社または貴社に発生した損害については、両社協議のうえ、対応を決定するものとします。

第11条（I D等の管理）

貴社は、本システムの利用開始時に当社から発行されたI D・パスワードの使用および管理について責任をもつものとし、これが第三者に使用されたことにより貴社に生じた障害について、当社は当社の故意または重過失による場合を除き、なんら責任を負わないものとします。

第 12 条 (アクセス者)

貴社のアクセス者が本システムに関連して行った不正または違法な行為については、貴社がその責任と費用をもって対処するものとします。

第 13 条 (取引関係情報の保存および改ざんの禁止)

1. 当社および貴社は、本システムにより相手方から提供された取引関係情報および相手方に提供した取引関係情報の内容を、書面またはその他の記録媒体で必要とされる期間保存するものとします。
2. 当社および貴社は、前項の取引関係情報の内容を改ざんしてはなりません。

第 14 条 (秘密保持義務)

当社および貴社は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本覚書、本システムに関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上、販売上の秘密を第三者に開示・漏洩しないものとします。

第 15 条 (解約)

当社および貴社は、なんらかの事情により本システムを継続することができない場合、両社協議のうえで本システムの利用を中止することができるものとします。

第 16 条 (存続条項)

前項により本システムの利用を中止したとしても、第 14 条及び第 15 条の効力は存続するものとします。

第 17 条 (協議解決)

本個別契約および本規約に定めのない事項および疑義のある事項については、両社で協議して解決するものとします。

本規約制定日：2020 年 12 月 22 日

Rev.01 発行日：2021 年 1 月 18 日

※改訂箇所は下線で示す。